

---

日程第4 報告第5号 平成17年度加美郡土地開発公社決算について

議長（米澤秋男君） 次に、日程第4、報告第5号平成17年度加美郡土地開発公社決算について報告を求めます。町長。

町長（星 明朗君） 報告第5号平成17年度加美郡土地開発公社決算について報告を申し上げます。

加美郡土地開発公社の平成17年度事業報告並びに決算は、お手元に差し上げております平成17事業年度事業報告書のとおりでありますので、地方自治法第243条の3第2項の規定により報告をいたします。

議長（米澤秋男君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これにて報告第5号平成17年度加美郡土地開発公社決算についてを終了いたします。

---

日程第5 報告第6号 平成17年度株式会社薬業振興公社決算について

議長（米澤秋男君） 日程第5、報告第6号平成17年度株式会社薬業振興公社決算について報告を求めます。町長。

町長（星 明朗君） 報告第6号平成17年度株式会社薬業振興公社決算について報告を申し上げます。

株式会社薬業振興公社の平成17年度決算は、お手元に差し上げております平成17年度営業報告書のとおりでありますので、地方自治法第243条の3第2項の規定により報告いたします。以上であります。

議長（米澤秋男君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。12番近藤義次君。

12番（近藤義次君） 薬業振興公社の役員の氏名を教えてくださいと思います。

議長（米澤秋男君） 温泉保養センター所長。

やくらい高原温泉保養センター所長（早坂忠幸君） 温泉保養センター所長です。

役員のメンバーでよろしいんですか。社長が高橋源一です。それから専務取締役が早坂 巖です。それから取締役として農協から出ています板垣平夫さんです。それから薬業コーポレーションの早坂俊實さんです。それから監査役として浅野喜美男さん、それから内井義道さんで

す。以上です。（「はい、わかりました」の声あり）

議長（米澤秋男君） 助役。

助役（清野健一君） ただいまの説明につけ加えますが、町の立場として私清野健一も取締役の一員となっておりますので御報告申し上げます。（「はい、了解」の声あり）

議長（米澤秋男君） ほかにございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これにて報告第6号平成17年度株式会社薬菜振興公社決算についてを終了いたします。

---

日程第6 報告第7号 平成17年度加美町一般会計繰越明許費繰越計算書について

議長（米澤秋男君） 日程第6、報告第7号平成17年度加美町一般会計繰越明許費繰越計算書についての報告を求めます。町長。

町長（星 明朗君） 報告第7号平成17年度加美町一般会計繰越明許費繰越計算書について報告を申し上げます。

本案件は、平成17年度加美町一般会計補正予算（第10号）で、繰越明許費の議決をいただいでおりました土木費の町道整備事業天王鳥嶋線及び旭寒風沢線、教育費の広原小学校整備事業及び中新田中学校整備事業の4事業について、繰越計算書を作成いたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものであります。以上であります。

議長（米澤秋男君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これにて報告第7号平成17年度加美町一般会計繰越明許費繰越計算書についてを終了いたします。

---

日程第7 報告第8号 平成17年度加美町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について

議長（米澤秋男君） 日程第7、報告第8号平成17年度加美町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について報告を求めます。町長。

町長（星 明朗君） 報告第8号平成17年度加美町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について報告を申し上げます。

本案件は、平成17年度加美町下水道事業特別会計補正予算（第4号）で、繰越明許費の議決

をいただいております公共下水道整備事業について、繰越計算書を策定いたしましたので、地方自治法施行令第 146条第 2 項の規定により報告するものであります。

議長（米澤秋男君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これにて報告第 8 号平成17年度加美町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書についてを終了いたします。

---

日程第 8 報告第 9 号 平成 17 年度加美町工業用地等造成事業特別会計繰越明許費繰越計算書について

議長（米澤秋男君） 日程第 8、報告第 9 号平成17年度加美町工業用地等造成事業特別会計繰越明許費繰越計算書について報告を求めます。町長。

町長（星 明朗君） 報告第 9 号平成17年度加美町工業用地等造成事業特別会計繰越明許費繰越計算書について報告を申し上げます。

本案件は、平成17年度加美町工業用地等造成事業特別会計補正予算（第 3 号）で、繰越明許費の議決をいただいております雁原工業団地第 3 地区整備工事について、繰越計算書を作成いたしましたので、地方自治法施行令第 146条第 2 項の規定により報告をするものであります。

議長（米澤秋男君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これにて報告第 9 号平成17年度加美町工業用地等造成事業特別会計繰越明許費繰越計算書についてを終了いたします。

---

日程第 9 報告第 10 号 平成 17 年度加美町水道事業会計予算繰越計算書について

議長（米澤秋男君） 日程第 9、報告第10号平成17年度加美町水道事業会計予算繰越計算書について報告を求めます。町長。

町長（星 明朗君） 報告第10号平成17年度加美町水道事業会計予算繰越計算書について報告を申し上げます。

本案件は、水管橋移設工事並びに配水管布設替工事の 2 事業について、繰越計算書を作成いたしましたので、地方公営企業法第26条第 3 項の規定により報告するものであります。以上で

あります。

議長（米澤秋男君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これにて報告第10号平成17年度加美町水道事業会計予算繰越計算書についてを終了いたします。

---

日程第10 議案第71号 加美町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について

議長（米澤秋男君） 日程第10、議案第71号加美町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

町長（星 明朗君） 議案第71号加美町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について説明申し上げます。

本案件は、地方公務員災害補償制度における福祉事業の一部改正が、平成18年4月1日から適用されたことに伴い、加美町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正するものであります。

その主な内容は、公務災害補償等のうち、通勤災害補償の対象がこれまでは住居と勤務場所との間の往復であったものから、複数の委員を務めている場合には委員としてそれぞれの勤務場所への移動についても通勤災害補償の対象範囲となったことと、「傷病の等級」を「傷病等級」に改めるなどの字句の修正等であります。

よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願いを申し上げて、提案理由の説明といたします。

議長（米澤秋男君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。12番近藤義次君。

12番（近藤義次君） 課長にお尋ねをしますが、会議のたびに出てくるんですけども、障害の「害」の使い方ですね。この概念というのはどういうふうになっているんですか。この害の使い方がおかしい、あるいはこのときはいいんだとかというようなことでいろいろ異議を申し立てる人が出ていますが、厚生労働省なり、あるいはその方というのは使い方の指示みたいなものがあるのかないのか、この辺の考え。

議長（米澤秋男君） 町長。

町長（星 明朗君） 私からお答えを申し上げます。

実は、この議会でもいわゆる障害者の害という字句の使い方が適当ではないのではないかと、ということで、福祉関係者の保健師等々の会議で何か議論された経緯があったようでありまして、町のいろいろな計画の中には可能な限り「がい」というものを漢字でなくて平仮名で、「害を及ぼす害」ということで使わないようにしようではないかというお話がありまして、議会でもちょっとお話を申し上げたことがあるんですが、実は私もそういう思いがございまして、宮城県の社会福祉協議会の席上で、前知事の浅野史郎さんが会長になっておりまして、いろいろ議案等々でも出てまいりまして私が質問した経緯がございました。「一体、どうなっているん

だ」ということで、別に何ら、国からもあれも何もないんだそうです。それで、県の社会福祉協議会としては余り意識せずに害という漢字をそのまま使っているということでありましたので、町としても正規のものではないということで、このような字句を使わせていただいているという現状でございます。

議長（米澤秋男君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（柳川文俊君） 保健福祉課長です。

ただいま近藤議員の質問にちょっと関連してお答えしたいと思います。

確かに障害者ということで、この「害」を漢字で表記するということにつきましては、特に法律で必ずこうしなさいという明文化はされておられませんけれども、ただ障害者の害を漢字で表記した場合に、支障がある場合は「障がい」を平仮名で表記して「障がいを持っている人」と、こういった表現しても構わないというように聞いております。以上でございます。

議長（米澤秋男君） 12番。

12番（近藤義次君） 支障があるとき、都合がいいというのはどういうことさ。

議長（米澤秋男君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（柳川文俊君） その障害者、害という漢字を使って、こういった表現はまずいといった場合は「障害」の「害」の漢字を平仮名で表現すると。

議長（米澤秋男君） 12番近藤義次君。

12番（近藤義次君） だからだれが言った場合というか、どういう場合ということなの。

議長（米澤秋男君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（柳川文俊君） その害が、いろいろな害があるという、何というんですか、そ

ういった場合、どなたが言ったということではないんですけども。あと法律の関係で、例えば障害者何々法とか、そういったものに関しては漢字での表現をしても構わないというふうにあります。

議長（米澤秋男君） ほかにございませんか。9番工藤清悦君。

9番（工藤清悦君） 議員、それから非常勤職員の公務災害補償についての条例の一部改正なんですけど、町で主催する委員会、審議会で、議員が充て職とか、あと非常勤の方々が必ず出なければいけない会議のほかに、一般の団体の代表とか、そういうことで公務として、町で主催するんですから公務なんでしょうけれども、総務課長さんにお聞きしますがよろしいですか。どの辺までこの補償の範囲と申しますか、を見ているのか。例えばどここの団体長さん、何かの審議会をやりますからぜひ御出席くださいということで、町長名なんかで招集をかけられた場合、そういうときに例えば事故に遭われたとか何とかというときの補償に関することに対しては、現在どのようになっているのかお伺いをしたいと思います。

議長（米澤秋男君） 総務課長。

総務課長（今野正晴君） お答えします。

以前までは公務災害、自宅からその委員会の会場までというので認められていましたんですけども、今回の改正では公務災害と通勤災害というのが出まして、もちろん委員会等の場合は全部対象になります。例えば自宅からこの小野田の議場に来て、ここが終了後、今度は宮崎の支所に行って何々委員会があるという場合は、それも通勤災害として認められるということです。公務の場合は全部認められます。

議長（米澤秋男君） 9番。

9番（工藤清悦君） 私の質問の仕方が悪かったようで申しわけございません。

例えば団体長、要するに加美郡、老人クラブ連絡協議会の会長さんが充て職で、たまたま委員会、審議会に出席されたといった中での補償、またはその補償の範囲に委員の皆さんが町で主催する会議のときにはすべて対象になるのかどうかということ。

議長（米澤秋男君） 町長。

町長（星 明朗君） 災害補償制度に認められている各種委員だけなんです。

議長（米澤秋男君） 総務課長。

総務課長（今野正晴君） 町長答弁ですが、そのとおりでございます。

充て職でなく、町というんですか、本当の公務の場合、町長がしたときとか、議長がした

ときとかの委員会、あとは各種委員会の会長さんがいますよね。例えば国保委員会等は……

(「議長、議事進行」の声あり)

議長(米澤秋男君) 9番。

9番(工藤清悦君) どうも口下手なんではないですかね。例えば……。わかりました。わかりやすく言えということですので。

例えば生涯スポーツ推進審議会、仮称ですけども、それにNPO法人ジョイナス理事長工藤清悦で参加したときに、たまたま家から来たときにガシャツとなったというときに、半分は公的なものの身分は別の部分ではあるんですけども、それを抜けば一般の方々と同じです。我々と同じように多分寄せられるのが体協の会長さんとか、あと例えばスポーツ関係でいえば体育指導委員会は非常勤ですので、これはその範疇にあると思うんですけども、そういった公共的団体の代表の方がそうなった場合には該当、する、しないでなくて、そういう方々の身分保障はどうなっているんですか。この条例の範疇でなくて、それ以外の方々の行政として、町としての見方といいますか、はどうしているんですかという質問です。以上です。

議長(米澤秋男君) 総務課長。

総務課長(今野正晴君) お答えします。

国体等のそういう団体の場合は、労働災害補償保険を掛けているかどうか。掛けていれば

……(「掛けているかどうかではなくて、行政側としてどうするんですか」の声あり)労働災害補償制度で補償される。この公務災害でなく、そちらの方で補償するということになります。災害、別の保険で対応する。(「対応になるわけですか」の声あり)なります。

議長(米澤秋男君) 9番、いいですか。

ほかにございませんか。(「なし」の声あり)質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。(「なし」の声あり)討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第71号加美町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例についての採決を行います。

お諮りします。本件は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（米澤秋男君） 御異議なしと認めます。よって、議案第71号加美町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

---

日程第11 議案第72号 加美町立幼稚園授業料徴収条例の一部を改正する条例について

議長（米澤秋男君） 日程第11、議案第72号加美町立幼稚園授業料徴収条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

町長（星 明朗君） 議案第72号加美町立幼稚園授業料徴収条例の一部を改正する条例について、説明申し上げます。

本案件は、加美町立幼稚園の授業料及び預かり保育料の徴収について、これまで毎月20日までとしたい納入期限を保護者の給料日等が20日以降であることが多いことから、指定期日を月末とする納入通知書に改めるものであります。

よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明といたします。議長（米澤秋男君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第72号加美町立幼稚園授業料徴収条例の一部を改正する条例についての採決を行います。

お諮りします。本件は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（米澤秋男君） 御異議なしと認めます。よって、議案第72号加美町立幼稚園授業料徴収条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

午後2時00分 休憩



---

午後2時16分 再開

議長（米澤秋男君） 休憩を閉じ再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

---

日程第12 議案第73号 加美町公民館条例の一部を改正する条例について

議長（米澤秋男君） 日程第12、議案第73号加美町公民館条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

町長（星 明朗君） 議案第73号加美町公民館条例の一部を改正する条例について説明申し上げます。

本案件は、中新田中学校の改築に伴い、中新田公民館の2階にあります第三研修室を同中学校の美術・技術室として提供することとしたことから、これまで一般開放せず自主授業専用としていた研修室、機織りの部屋として使用を専用にしておりましたのですが、をその他の部屋として一般利用に供するため、使用料設定の改正を行うものであります。

よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明といたします。

議長（米澤秋男君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第73号加美町公民館条例の一部を改正する条例についての採決を行います。

お諮りします。本件は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（米澤秋男君） 御異議なしと認めます。よって、議案第73号加美町公民館条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

---

日程第13 議案第74号 加美町小野田コミュニティセンター条例の一部を改正する条例について

議長（米澤秋男君） 日程第13、議案第74号加美町小野田コミュニティセンター条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

町長（星 明朗君） 議案第74号加美町小野田コミュニティセンター条例の一部を改正する条例について説明申し上げます。

本案件は、地域住民のコミュニティ活動の拠点である同施設の指定管理者制度導入に向けて所要の条例改正を行うもので、その内容は指定管理者による管理を規定し、条文を整理するとともに、指定管理者が行う業務の範囲を規定したものであります。

よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願いを申し上げます、提案理由の説明といたします。

議長（米澤秋男君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。13番佐藤澄男君。

13番（佐藤澄男君） この指定管理者を導入する時期はいつころから考えておられるか、質問いたします。

議長（米澤秋男君） 教育長。

教育長（伊藤善一郎君） 時期についてということになりますけれども、これはいずれ職員の減少の著しくなる時期以降というふうに考えております。以上です。

議長（米澤秋男君） ほかにございませんか。9番工藤清悦君。

9番（工藤清悦君） 教育長、今、佐藤議員の質問の答えに職員が減少してからというようなことで、確かに町長からも行財政改革の中で100名ほど減らしていくというような中での行政運営体制、特に社会教育関係、社会体育関係については大変だなというふうに思っていますが、本来、指定管理者制度そのものの効用、成果からしますと、これは職員が少なくなってきたらとか、またはいるからできないという代物ではないんじゃないかというふうに私は思っているんですね。やはりその施設の有効利用、それから行政コストの削減、また町民に対するサービスの向上というものの観点からした場合に、やはりその下地をつくり上げていく必要があるんだろうというふうに思いますので、時期の問題ともう一つ、受け手側の育成といいますか、それに対しての方策をお伺いしたいと思います。以上です。

議長（米澤秋男君） 教育長。

教育長（伊藤善一郎君） 時期はと言われたからそういうふうに答えただけでして、問題は今お話しありましたように、各施設について受け手があるかどうかということが一番課題になる

わけです。その場合に、指定管理者の養成ということもありますけれども、私の基本的な考え方については、指定管理者として果たして受けられるか、利益の上がる施設でもないものが、時間を費やしてその施設の管理に当たってもらえるかどうかということ、このことについては非常に疑問視されるところがあるわけです。ですから、その過程の中で、それでもやってやるよという人がいれば別ですけども、問題は、具体的にはそれはあり得ないんじゃないかという可能性の方が強いなという今考え方をしています。

ただ、そういうふうな下地をつくっておくこと自体がこの改正の一番大きな趣旨でございます。その後のありようについては、あるいは嘱託員制度をとっていかどうか、事務、どこでも指定管理者を置いても町の職員の1人や2人は補助員を置いているという施設が多いようでございます。指定管理者制度をとった事例を聞きますとですね。そういうふうな形にとらざるを得ないのか、その辺のところについては十分検討して進めてまいりたいと思いますし、指定管理者制度そのものが果たしてどんな姿がよいのかということについても、この間に検討を進めてまいりたいと思っております。以上です。

議長（米澤秋男君） 9番。

9番（工藤清悦君） 町の公の施設に関して、今後指定管理者制度に移行していくという方向性については、町長からも時あるごとにお話をいただいております。そういった中で、特に社会教育施設と称するものが、やはり何といえますか、公というものを担保にできるかどうかという問題、もう一つは今までのサービスというものが低下しない、これは担保にできるかどうかの問題、それからあとは公共性といえますか、平等性といえますか、やはりそういうものを担保にできるかどうかというようなことの中で、かなりそういう切り口だけでも相当の議論があると思うんです。

ただ、もう一つは、今教育長がおっしゃられたように、果たして受け手の団体がそういう経済状況の中で、教育長は利益を出すというようなお話をされましたけれども、行政としては行政コストが削減したほかに、町民サービスが向上すればいい話なわけですね。ですから、そういうものに対しての方策というものを今のうちからと言いますけれども、今のうちから、今のうちからということになると1年なり2年過ぎてしまうわけです。ですから、具体的にどういふことをお考えになっているかということがまず一つと、もう一つは、今まで指定管理者制度を町が施設を出した流れを見ますと、到底住民へのサービス向上なり、行政削減なり、または施設の有効利用なりと、こういうものに寄与できた指定管理者制度の選定は一つもないというふうに私は思っています。

ただ、薬業振興公社のように、これからいろいろ努力したことによって行政からの持ち出しを少なくしていくというようなことは当然可能性としては考えると思いますけれども、事、地域の集会所なり、何とかセンターなりということを出した範囲では、やはり効果、指定管理者制度ということに関して法的にやられている割には効果がないんだろうと。

ただ、町長にも以前に申し上げたんですけれども、指定管理者制度になったことにして、自分たちが運営して自分たちの管理している施設なので、こういうふうな自治意識なり、施設の管理意識なり、またその施設を使って地域の活性化なりという意識の向上なりの効果はあるでしょうねというお話も町長とさせていただいたことがあるんですが、これからそういう方向にいて、単なる時期と言われたから職員が少なくなったときというやりとりをしたというお話なのですが、基本的な考え方として指定管理者制度、確かに今指定管理者制度の効用なり、または町民が、または行政がそれぞれの立場で努力しなければいけない、または努力しなければクリアしない課題もありますけれども、その辺について教育長はどういうふうにお考えなのかお伺いをしたいと思います。

議長（米澤秋男君） 教育長。

教育長（伊藤善一郎君） おっしゃられるとおりでございます、それらの今御指摘あった事項については十分検討を進めて、各施設に不平等にならない形、要するに地域、地域でそれぞれ違うと思いますし、施設の性格からいってもさまざまあると思いますので、それらのことを勘案しながら、より効果的に住民に活用していただく、町民に活用していただく施設、そういうあり方を模索して、いろいろな制度とか、あるいは決まりとか、そういうものを規定して進めてまいりたいというふうを考えております。また、今のところ、例えば公民館を指定管理者で全部やるというふうなところに至っておりませんので、それを移行するに当たっていろいろな前例等も研究して、それをあわせて各施設のありようについてどうなのかということをご各課において検討してまいりたいと思っております。以上です。

議長（米澤秋男君） 9番。

9番（工藤清悦君） もう1点だけお伺いしたいと思います。

行政コストを削減するために、やはり町直轄でなくて指定管理者に運営をお願いすると。行政コスト削減の一番の大きな要因はやっぱり人件費だというふうに言われています。そういった中で、この指定管理者制度ができたときに、公にお勤めになっている組織の方々は、究極の公にお勤めになっている方々のリストラだというふうに言ったわけですが、ただ地方自治体が、または国が置かれているそういう財政状況の中で、やはり公、特に国、県、町が運営

するよりも住民の方々のお力をおかりして、より大きな効果を出すために住民と共同の中でやっていただいた方がいいんじゃないかということの背景があって、その指定管理者制度というのも出てきたように思いますけれども、そういった中で、私はいつも感じるのは、行政コスト削減のために今までの職員の方々と同じような働きをしてでも、結局何と申しますか、労働対価と申しますか、その辺が圧縮されていくというような状況も、今までの各指定管理者制度でやってこられた中ではあるわけです。

ですからそういう面と、もう一つは、特に地域の団体が指定管理者制度に入ることによって、おのずと自分の住む町、地域のまちづくりをどうしようかというのが、これが一番の底辺にあった中でそういうものが成り立つんだらうというふうに思いますので、その二つについて最後にお伺いしたいと思います。

議長（米澤秋男君） 教育長。

教育長（伊藤善一郎君） 今、議員がおっしゃるとおりでございます。要するにコスト削減ということが大前提でございます。と同時に、サービスを低下させない、要するに地域の施設、あるいは利用者の施設としてそれが十分に活用できる。この機会がふえる、現時点より増加するという傾向の進め方をもって対応しなければいけないと考えております。

要するに、現在、町の職員は町の条例、規則等によってこれがすべて規定されておまして、あそこだということがあります。その辺を指定管理者になった場合に、どういうふうな形でやわらかく住民との接触の中で利用しやすい形にできるのかなということも頭に置きながら検討してまいりたいというふうに思っております。

議長（米澤秋男君） 教育長、答弁漏れです。団体の育成。

教育長（伊藤善一郎君） これにつきましては、それぞれ部門があります。例えばジョイナスが体育館を借りたいと。要するに、指定管理者としてあれをというふうな話もつい最近耳にしたことがありますけれども、そういうふうな団体がたくさん出てくれば非常によいことだろうと思っておりますし、ただ団体のみに、団体の性格が強く出た場合に一般の利用者がどうなのかということも考えなければいけない。ただ、公民館等においては地域の住民により使ってもらえるような、そういうふうな運営のあり方でなければならないということは十分考えております。ですから、コミュニティーの育成ということは、これはまず優先することであろうと思っております。今までいろいろとコミュニティーについての討論をなされてきておりますけれども、その中で施設のあり方がどうあればいいのかということもあわせて考えていきたいと、こういうふうに思っております。

議長（米澤秋男君） ほかにございませんか。5番吉岡博道君。

5番（吉岡博道君） 指定管理者制度に移行するこれまでにいろいろあったわけですが、やはり指定管理者に移行する期日がある程度決めておいて、それからさかのぼって条例の一部を改正してきたわけでございます。教育長の答弁によりますと、ほとんど期日についてはわからない。行政改革、実施計画、これによりますと、小野田コミュニティセンターについては体育施設とあわせた指定管理者の導入、これを平成18年、19年検討して、20年から実施するとあります。これについて、教育長はどうお考えになっているのか。

それから、この種の建物については、農林関係の補助金が入っていると思います。これらについての指定管理者の導入については一回用途変更が必要と思いますが、これは必要ないかも含めて答弁をお願いします。

議長（米澤秋男君） 教育長。

教育長（伊藤善一郎君） 小野田のコミュニティセンターについては、おっしゃるとおりの日程の中で扱われておりますし、それから現実に担当している職員の方は、そういうふうな動き方の中で事を進めていると思っております。ですから、それはそれとして。

それから施設の性格からいって、あるいは本当は農林課の担当でいろいろな修繕費や何かは農林課の予算をとっております。その辺のところについては、今後農林課との協議の中で検討していかなければいけないと思うんですけども、一応施設の利用主体は教育委員会の形になっているというところでありますので、その辺のところ用途変更するのか、しないのかと。今までだっただとずっとやってきたわけですからね。これでやっていけるのかどうか、これもあわせて検討していきたいと思えます。

議長（米澤秋男君） 農林課長。

農林課長（早坂宏也君） 農林課長、お答え申し上げます。

この施設につきましては、山村開発センターという形で農林水産省の補助事業が入っていることは確かでございます。ただ、当時の計画そのものがコミュニティづくりという形の性格でございましたし、本来、今指定管理者制度で管理代行、菓葉の施設検討している施設もあるわけですが、指定管理者の導入そのものについて国と協議する必要は、管理者は変わっていますので、町が管理するならそれについては規定はございません。

ただ、そういう協議、報告で多分済むという形に考えておりますので、利用目的を変えると、そういうものではないと考えております。以上でございます。

議長（米澤秋男君） 5番。

5番（吉岡博道君） そういう答弁でございますが、このほかにも関連して質問するわけですが、賀美石地区にある改善センター、それから就業センターは中新田ですか、これらもたしか農林関係の補助金をいただいているわけでありますが、これらについての用途変更は必要ないかあるかをお願いします。

議長（米澤秋男君） 農林課長。

農林課長（早坂宏也君） 先ほどお話ししましたが、指定管理者の導入そのものについては、この制度によって指定管理者で管理代行する場合に協議、農政局内の届け出義務、報告義務がありますかという問いかけに対して、このものそのものについては必要ないという解釈。問題は、使って計画にそぐわない利用をする場合に利用計画の変更やなんかが出てくるという協議は必要になってくるということになると思います。以上でございます。

議長（米澤秋男君） ほかにございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第74号加美町小野田コミュニティセンター条例の一部を改正する条例についての採決を行います。

お諮りします。本件は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（米澤秋男君） 御異議なしと認めます。よって、議案第74号加美町小野田コミュニティセンター条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

---

#### 日程第14 議案第75号 大崎地域広域行政事務組合規約の変更について

議長（米澤秋男君） 日程第14、議案第75号大崎地域広域行政事務組合規約の変更についてを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

町長（星 明朗君） 議案第75号大崎地域広域行政事務組合規約の変更について説明申し上げます。

本案件は、大崎市の誕生に伴い、大崎地域広域行政事務組合議会を構成する組織と議員の選挙の方法を規定し、議員定数を14名から15名に改めること、及び副管理者制度に移行すること

による規約の変更であります。

よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明といたします。

議長（米澤秋男君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第75号大崎地域広域行政事務組合規約の変更についての採決を行います。

お諮りします。本件は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（米澤秋男君） 御異議なしと認めます。よって、議案第75号大崎地域広域行政事務組合規約の変更については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

---

日程第15 議案第76号 宮城県市町村自治振興センターを組織する地方公共団体数の減少について

議長（米澤秋男君） 日程第15、議案第76号宮城県市町村自治振興センターを組織する地方公共団体数の減少についてを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

町長（星 明朗君） 議案第76号宮城県市町村自治振興センターを組織する地方公共団体数の減少について説明申し上げます。

本案件は、平成18年3月31日合併により、大崎市及び気仙沼市が誕生したことに伴い、宮城県市町村自治振興センターを組織する地方公共団体の数が減少したことについて、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものであります。

よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

議長（米澤秋男君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めま



す。これにて討論を終結いたします。

これより議案第76号宮城県市町村自治振興センターを組織する地方公共団体数の減少についての採決を行います。

お諮りします。本件は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（米澤秋男君） 御異議なしと認めます。よって、議案第76号宮城県市町村自治振興センターを組織する地方公共団体数の減少については、原案のとおり可決することに決定いたしました。